

とちぎ広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例施行規則

〔 令和3年3月18日 〕
規 則 第 1 号

改正 令和5年規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例(令和3年条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(出張命令の取消等における旅費)

第2条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又は宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻しの手続きをとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のために支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- (3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はそれに準ずる経費(以下「旅行雑費」という。)を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費そう失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第8項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現にそう失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下本条において同じ。)の全部をそう失した場合には、そのそう失した時以後の旅行を完了するために条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部をそう失した場合には、前号に規定する額からそう失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差し引いた額

(組合内出張等の旅費)

第4条 条例第21条に規定する組合内出張の旅費は、鉄道賃、車賃、日当及び宿泊料とし、条例別表に定める額(日当及び宿泊料については、同表組合内旅費の欄に定める額)を支給する。

ただし、宿泊を伴わない場合は、日当を支給しない。

(日額旅費)

第5条 条例第22条第1号の規定により日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる研修機関の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 北海道消防学校その他これに準ずる道内研修機関 日額2,200円

(2) 消防大学校その他これに準ずる道外研修機関 日額3,800円

(外国旅費)

第6条 条例第27条に規定する外国旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、次項以下に定めるところにより支給する。

2 日当、宿泊料及び食卓料は、別表の定額による。

3 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ次の各号に規定する旅客運賃、急行料金等の額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に急行料金等を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に要した急行料金等

4 船賃は、その都度組合長が定める旅客運賃等の額による。

5 航空賃は、次の各号に規定する旅客運賃の額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合

ア 条例別表に規定する1等級の職員 最上級の運賃

イ 条例別表に規定する2等級の職員 最上級の直近下位の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

6 車賃は、実費額による。

7 旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

8 その他必要な事項については、組合長が定めるものとする。

(旅費の調整)

第7条 路程が2キロメートル未満となる旅行の車賃は、支給しない。

(旅費の請求)

第8条 旅費を請求しようとするときは、請求書によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、旅費の請求金額その他必要な事項を記載した書類により請求内容が確認できると組合長が認めたときは、当該書類を請求書とみなすことができる。

(旅費精算の手続)

第9条 旅費を概算払いで受け、旅行した場合は、旅行終了の日の翌日から7日以内に旅費精算の手続をとちら広域消防事務組合会計規則(平成28年規則第19号)第19条により準用する帯広

市会計規則（昭和55年帯広市規則第29号）第73条第2項の規定により行わなければならない。

- 2 船賃、航空賃及び宿泊料の精算については、その支払を証明するに足る書類を添付し、前項に規定する手続きを行わなければならない。
- 3 出張命令等を行った者は、旅行者がやむを得ない事情により第1項に定める期間内に旅費精算の手続きをすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該期間を延長することができる。

附 則（令和3年3月18日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月26日）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後のとかち広域消防事務組合職員等の旅費に関する条例施行規則第9条第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行った出張命令等に係る旅費の精算手続について適用し、施行日以前に行った出張命令等に係る旅費の精算手続については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

職員の区分		条例別表に規定する 1等級の職員	条例別表に規定する 2等級の職員
日当	指定都市	8,300円	6,200円
	甲地方	7,000円	5,200円
	乙地方	5,600円	4,200円
	丙地方	5,100円	3,800円
宿泊料	指定都市	25,700円	19,300円
	甲地方	21,500円	16,100円
	乙地方	17,200円	12,900円
	丙地方	15,500円	11,600円
食卓料		6,700円	4,800円

備考 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、それぞれ国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第2に規定する指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方をいう。